ハラスメントに対する基本方針

～　ハラスメントは許しません　～

・　職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に重大な影響を与える問題です。

・　社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会は、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもと、重症心身障害児者の医療・福祉・教育における施策の充実に向けた活動を展開しておりますが、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを始めとする全てのハラスメント行為に対して厳正に対処してまいります。

・　職員の心身の安全を確保するとともに、質の高いサービスの提供に尽力するため、ご利用者様やそのご家族・ご親族等の関係者様および取引業者様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※職員がハラスメント行為を行った場合は、就業規則等に従い、厳正に対処いたします。

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

カスタマーハラスメントに対する行動指針

１．カスタマーハラスメントとは

・　利用者様やそのご家族・ご親族等の関係者および取引業者（以下「利用者様等」という。）からのクレーム・言動のうち、事実無根の要求や、暴力的・屈辱的な方法による要求などにより、職員の就業環境が害されることをいい、具体的には、次のような行為が該当します。なお、以下の記載は例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません。

（１）利用者様等による暴力・暴言、セクシャルハラスメント等

・職員を叩いたり、職員に向かって物を投げたり、突飛ばしたりする身体的暴力
・職員に対する暴言・誹謗中傷（インターネット・SNS 上でのものを含む）
・職員に対する威迫・脅迫（大声で威圧する、怒鳴るなど）
・職員の人格を否定する発言
・職員を侮辱する発言

（２）利用者様等による過剰又は不合理な要求

・合理的理由のない謝罪の要求
・職員に関する解雇等、処罰の要求
・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求

（３）利用者様等による合理的範囲を超える時間的・場所的拘束

・合理的理由のない長時間の拘束
・合理的な理由のない事業所以外の場所への呼び出し

（４）利用者様等によるその他ハラスメント

・プライバシー侵害行為
・セクシャルハラスメント
・その他各種のハラスメント

２．カスタマーハラスメントへの対応

（１）社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会の内部での対応

・カスタマーハラスメントの発生に備え、職員がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施します
・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築します
・カスタマーハラスメントの被害にあった職員のケアに努めます

（２）利用者様等への対応

・カスタマーハラスメントに屈することなく、合理的かつ理性的な話合いを求め、より良い関係の構築に努めます
・必要に応じ、外部機関（顧問弁護士・警察等）にも相談し、カスタマーハラスメント解消の見込みがない場合には、利用の停止又は契約を解除させていただくこともあります

以　上

求職活動等に関するルール

当法人では、採用活動の過程において生じ得る、求職者（実習生を含む）に対するセクシュアルハラスメント等※の防止に取り組んでいます。

※パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

１．基本方針

当法人は、採用選考・施設見学・実習等（以下「求職活動等」といいます）における一切のセクシュアルハラスメントを許容しません。

求職者・施設見学者・実習生等（以下「求職者等」といいます）の意に反する性的な言動により、その求職活動や能力の発揮が阻害されるような行為に対し、組織として厳正に対処します。

すべての役職員に対し、求職者等に対する性的な言動を行ってはならない旨を周知・啓発し、安心・安全な採用環境の整備に努めます。

２．対象となる禁止行為（性的な言動の例示）

当法人では、採用担当者だけでなく、対応するすべての役職員による以下の「性的な言動」（性的な内容の発言および性的な行動）を固く禁止します。

①性的な内容の発言・質疑

・交際関係や性的な事実に関する質問を行うこと

・性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行うこと

②身体への接触・性的な行動

・必要なく求職者等の身体（腰、胸等）に触れること

・性的な関係を要求・強要すること

③執拗な私的誘い

・求職者等を執拗に私的な食事や外出に誘うこと

３．違反者に対する厳正な対処

当法人の役職員が求職者等に対して性的な言動を行ったことが事実確認された場合、就業規則等に基づき懲戒処分を含め厳正に対処いたします。

４．相談窓口の設置とプライバシーの保護

求職活動等の過程において、ハラスメントに該当すると思われる言動を受けた場合や、苦痛・不安を感じた場合は、遠慮なく以下の相談窓口までご連絡ください。

【求職者等向けハラスメント相談窓口】

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 本部事務局

メールアドレス：info@mamorukai.jp

・相談対応にあたっては、相談者のプライバシーおよび個人情報を厳重に保護いたします。

・ハラスメントの相談・申出をしたこと、または事実確認の調査に協力したことを理由として、採用選考等において不利益に取り扱うことは一切ありません。